

当年度未処理欠損金が存在する場合、名称を『欠損金処理計算書』に変更する。

欠損金処理計算書の場合、当欄は『未処理欠損金』と記入する。この場合、欠損金額を△を付して表記する。

改正後の会計基準では、『別記第十二号』(問11参照)。

別表第十三号(第十二条関係)

『資本金』の内訳項目として『自己資本金』及び『借入資本金』を設け、区分して記載することは差し支えない(問7参照)。

剰余金処分計算書様式
平成23年度〇〇市〇〇事業剰余金処分計算書

(単位:円)

当年度剰余金計算書における『当年度末残高』と一致。

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	52,000,000	4,500,000	7,400,000	500,000
議会の議決による処分額	△ 500,000	0	0	500,000
事業規模の変更	△ 500,000	0	0	500,000
条例第 条による処分額	0	0	0	△ 900,000
利益積立金の積立	0	0	0	△ 500,000
建設改良積立金の積立	0	0	0	△ 400,000
処分後残高	51,500,000	4,500,000	7,400,000	(繰越利益剰余金) 100,000

条例による処分を行わない場合、本項目(行)は削除可。(問4参照)

処分後残高がマイナスの場合、当欄は『繰越欠損金』として記入する。

- (注) 1 欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。
 2 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。
 3 「何々」は、処分の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填など)ごとに記載すること。
 4 条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、記載するものであること。